

議案第10号

専決処分の承認を求めることについて（3）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市附属機関設置条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年1月19日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

## 羽生市附属機関設置条例の一部を改正する条例

羽生市附属機関設置条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
執行 機関	附属機関	担任事項	委員 の定 数	執行 機関	附属機関	担任事項	委員 の定 数
市長	羽生市表彰審査会 ～羽生市健康づくり推進協議会	(略)	(略)	市長	羽生市表彰審査会 ～羽生市健康づくり推進協議会	(略)	(略)
	羽生市予防接種健康被害調査委員会	予防接種により発生した健康被害の調査及び審議	6人以内		(略)	(略)	(略)
教育 委員会	(略)	(略)	(略)	教育 委員会	(略)	(略)	(略)
備考（略）				備考（略）			

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正)

2 羽生市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
職名	区分	報酬の額	旅費の額	職名	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会～ 羽生市いじめ 問題対策連絡 協議会委員	(略)	(略)	(略)	教育委員会～ 羽生市いじめ 問題対策連絡 協議会委員	(略)	(略)	(略)
<u>羽生市いじめ 問題再調査委 員会委員</u>	<u>日額</u>	<u>13,000 円</u>		<u>羽生市いじめ 問題再調査委 員会委員</u>	<u>日額</u>	<u>13,000 円</u>	
<u>羽生市予防接 種健康被害調 査委員会委員</u>	<u>日額</u>	<u>13,000 円</u>					
自転車等駐車 対策協議会～ 宝蔵寺沼ムジ ナモ自生地植 生回復に關す る保存検討委 員会	(略)	(略)		自転車等駐車 対策協議会～ 宝蔵寺沼ムジ ナモ自生地植 生回復に關す る保存検討委 員会	(略)	(略)	
備考 (略)				備考 (略)			